令　和　7　年

舞鶴市議会 6 月定例会議案

第 36 号議案～第 47 号議案

令 和 7 年 6 月 2 日提出

提　出　議　案　一　覧　表

議　案　番　号	件　　名	掲載頁
第　36　号議案	専決処分の承認を求めることについて (令和６年度舞鶴市一般会計補正予算(第８号))	1 専決書 別冊
第　37　号議案	専決処分の承認を求めることについて (舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定)	3
第　38　号議案	令和７年度 舞鶴市一般会計補正予算(第１号)	別冊
第　39　号議案	令和７年度 舞鶴市一般会計補正予算(第２号)	〃
第　40　号議案	舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について	7
第　41　号議案	舞鶴市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	12
第　42　号議案	舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	18
第　43　号議案	舞鶴市伝統的建造物群保存地区保存条例制定について	20
第　44　号議案	有本千壽子基金条例を廃止する条例制定について	30
第　45　号議案	工事請負契約について(青葉中学校体育館長寿命化改修工事)	31
第　46　号議案	財産の取得について(簡易ベッド)	33
第　47　号議案	市道路線の認定、変更及び廃止について	35

第36号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により下記事項について別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和6年度舞鶴市一般会計補正予算(第8号)(専決第1号)

令和7年6月2日提出

舞鶴市長　鴨　田　秋　津

参　考

地方自治法(昭和22年法律第67号)　抜　粋

(長の専決処分)

第179条　普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2　議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3　前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第4項　略)

第 37 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定(専決第 2 号)

令和 7 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長　鴨　田　秋　津

（別　紙）

専決第２号

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について、次のとおり専決処分する。

令和７年３月31日

舞鶴市長　鴨　田　秋　津

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例

舞鶴市市税条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第36条の２第９項中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第63条の２第１項第１号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの　年額　2,000円

第89条第２項第２号中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改め、同項第５号中「定格出力」の右に「（第82条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第１項第１号中「若しくは」を「、」に改め、同条第２項中「身体障害者等又は」を「身体障害者等若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の２第４項に規定す

る免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に、「附されている」を「付されている」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第147条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第7条の2第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第17項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第19項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第7条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14　市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第7条の4を削る。

附則第7条の5第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度

分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第7条の4とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2　この条例による改正後の舞鶴市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

3　新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第40号議案

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年6月2日提出

舞鶴市長　鴨　田　秋　津

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例

舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の右に「公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第33条の3中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の右に「若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の右に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。)」の右に「若しくは特定親族(退職手当等

に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の右に「又は特定親族」を加える。

附則第 13 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第 13 条の 2 の 2　令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第 92 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1)　葉たばこ(たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)　当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。)の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2)　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

2　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて

得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4　第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1)　第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2)　第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　附則第13条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第7項から第9項までの規定　令和8年4月1日

(2)　第18条及び第18条の3の改正規定並びに次項の規定　地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

2　この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

3　新条例第33条の3及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4　令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1

項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

5　新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の舞鶴市市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

6　新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

7　次項に定めるものを除き、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第13条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

8　令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、舞鶴市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第13条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)　舞鶴市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第13条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)

の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2)　新条例附則第 13 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

9　前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提案理由

地方税法の改正に伴い、個人の市民税に係る所得控除について特定親族特別控除を適用することとするとともに、市たばこ税について加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を規定する等所要の改正を行いたいので提案する。

第41号議案

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年6月2日提出

舞鶴市長　鴨　田　秋　津

舞鶴市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条　舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項」を「から第3項まで及び第5項」に改める。

第3条第5号、第4条及び第11条第7号中「生じる」を「生ずる」に改める。

第23条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の右に「。次条において同じ」を加える。

第24条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第24条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第24条の2　育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第

1 項に規定する部分休業(以下「第 2 号部分休業」という。)の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1)　1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

(2)　第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

(育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)

第 24 条の 3　育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第 24 条の 4　育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1)　非常勤職員以外の職員　77 時間 30 分

(2)　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 24 条の 5　育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更(以下「第 3 項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずると任命権者が認める事情とする。

第 25 条第 1 項中「部分休業」を「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業」に改める。

第 26 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第26条　育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条　職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2中「申告、請求又は申出(同条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2　任命権者は、舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第1号)第27条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2)　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3)　舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第27条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2　任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2)　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3)　対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3　任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 3 条　舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例(令和元年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員等に対する意向確認等)

第 17 条の 2　任命権者は、舞鶴市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年条例第 1 号)第 27 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした会計年度任用職員(以下この項において「申出会計年度任用職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　申出会計年度任用職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2)　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出会計年度任用職員の意向を確認するための措置

(3)　舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第 27 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出会計年度任用職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出会計年度任用職員の意向を確認するための措置

2　任命権者は、3 歳に満たない子を養育する会計年度任用職員(以下この項において「対象会計年度任用職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　対象会計年度任用職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための

措置

(2)　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象会計年度任用職員の意向を確認するための措置

(3)　対象会計年度任用職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象会計年度任用職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象会計年度任用職員の意向を確認するための措置

3　任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第 18 条中「申告、請求又は申出(同条において「請求等」という。)」を「請求等」に改める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(舞鶴市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2　地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の舞鶴市職員の育児休業等に関する条例第24条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3　任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(舞鶴市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4　任命権者は、施行日前においても、第3条の規定による改正後の舞鶴市会計年度

任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

提案理由

　地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、新たに創設された第２号部分休業の時間等を定めるとともに、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等について定める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 42 号議案

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長　鴨　田　秋　津

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項を削り、同表 2 の項中「又は」を「、」に改め、「経費の助成に関する事務」の右に「又は子どもに対する医療費の助成に関する事務」を加え、同項を同表 1 の項とし、同表中 3 の項を 2 の項とし、4 の項を 3 の項とし、5 の項を 4 の項とする。

別表第 2 の 1 の項中「生活保護法」の右に「(昭和 25 年法律第 144 号)」を加え、同表 5 の項を削り、同表 6 の項中「舞鶴市市税条例」の右に「(昭和 31 年条例第 28 号)」を加え、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付若しくは配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)」に改め、同項を同表 5 の項とし、同表 7 の項を同表 6 の項とし、同表 8 の項中「国民健康保険法」の右に「(昭和 33 年法律第 192 号)」を加え、同項を同表 7 の項とし、同表 9 の項中「事務又は」を「事務、」に改め、「経費の助成に関する事務」の右に「又は子どもに対する医療費の助成に関する事務」

を加え、「市税関係情報、児童扶養手当関係情報」を「舞鶴市市税条例その他の市税に関する法律等の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「市税関係情報」という。)、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)」に改め、同項を同表8の項とし、同表中10の項を9の項とし、11の項から13の項までを1項ずつ繰り上げ、同表14の項中「母子保健法」の右に「(昭和40年法律第141号)」を加え、同項を同表13の項とし、同表15の項を同表14の項とし、同表16の項中「介護保険法」の右に「(平成9年法律第123号)」を加え、同項を同表15の項とし、同表17の項を同表16の項とし、同表18の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の右に「(平成17年法律第123号)」を加え、「介護保険給付等関係情報」を「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」に改め、同項を同表17の項とし、同表中19の項を18の項とし、20の項を19の項とし、21の項を20の項とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

医療費助成における個人番号を用いたオンライン資格確認の対応範囲の拡大に伴い、子どもに対する医療費の助成に関する事務を個人番号利用事務に追加する等所要の改正を行いたいので提案する。

第43号議案

舞鶴市伝統的建造物群保存地区保存条例制定について

舞鶴市伝統的建造物群保存地区保存条例を次のように制定するものとする。

令和7年6月2日提出

舞鶴市長　鴨　田　秋　津

舞鶴市伝統的建造物群保存地区保存条例

（目的）

第1条　この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第143条第1項の規定に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区（法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。以下「保存地区」という。）に関し、現状変更の規制その他その保存のために必要な措置を定めることにより、本市が有する歴史的景観の次世代への継承を図り、もって本市の文化的向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において「伝統的建造物群」とは、法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群をいう。

（保存活用計画）

第3条　市長は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条の規定により保存地区が都市計画に定められたときは、第12条第1項の審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存及び活用に関する計画（以下「保存活用計画」という。）を定めなければならない。

2　保存活用計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　保存地区の保存及び活用に係る基本計画に関する事項

(2)　保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存

するため特に必要があると認められる物件(以下「環境物件」という。)の決定に関する事項

(3)　保存地区内における建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)及び環境物件の保存整備計画に関する事項

(4)　保存地区内における建築物等及び環境物件に係る助成措置等に関する事項

(5)　保存地区の保存及び活用のために必要な管理施設及び設備並びに保存地区の環境の整備に関する事項

3　市長は、保存活用計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4　第1項及び前項の規定は、保存活用計画を変更する場合について準用する。

(現状変更行為の規制)

第4条　保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(1)　建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却

(2)　建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

(3)　宅地の造成その他の土地の形質の変更

(4)　木竹の伐採

(5)　土石の類の採取

(6)　水面の埋立て又は干拓

2　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。

(1)　非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2)　次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、増築、改築、移転又は除却

ア　仮設の工作物

イ　水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの

(3)　次に掲げる木竹の伐採

ア　間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ　枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ　森林病害虫等の防除のための木竹の伐採

エ　自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

オ　仮植した木竹の伐採

(4)　前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア　法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ　京都府公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

ウ　農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

（ア）　建築物等(仮設の工作物を除く。)の新築、増築、改築、移転又は除却

（イ）　用排水施設又は幅員が2メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が3メートルを超える林道の設置

（ウ）　宅地の造成又は土地の開墾

（エ）　森林の択伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)

（オ）　水面の埋立て又は干拓

3　市長は、第1項の許可をする場合には、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第5条　市長は、前条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

(1)　伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(2)　伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(3)　伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(4)　伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それら

の行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(5)　前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(6)　第 4 号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(7)　前条第 1 項第 3 号から第 6 号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(8)　前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(許可に関する特例)

第 6 条　国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第 4 条第 1 項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

第 7 条　次に掲げる行為については、第 4 条第 1 項及び前条の規定は適用しない。この場合において、第 4 条第 1 項の許可又は前条の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

(1)　都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)による都市計画事業の施行として行う行為

(2)　都市計画法による国、地方公共団体又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為

(3)　河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 3 条第 1 項に規定する河川又は同法第 100 条第 1 項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

(4)　砂防法(明治 30 年法律第 29 号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為

(5)　地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)による地すべり防止工事の施行に係る行為

(6)　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為

(7)　森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 5 条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為

(8)　森林法第 41 条に規定する保安施設事業の施行に係る行為

(9)　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業の施行に係る行為

(10)　国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

(11)　高速自動車国道若しくは道路法(昭和 27 年法律第 180 号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)による一般自動車道を除く。)とを連絡する施設の新設及び改築を除く。)又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

(12)　道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。)の造設(これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。)とを連絡する施設の造設を除く。)又は管理に係る行為

(13)　自動車ターミナル法(昭和 34 年法律第 136 号)によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為

(14)　信号機等道路交通の安全のために必要な施設の設置又は管理に係る行為

(15)　海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為

(16)　港則法(昭和 23 年法律第 174 号)による信号所の設置又は管理に係る行為

(17)　漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和 25 年法律第 137 号)第 3 条第 1 号に掲げる基本施設若しくは同条第 2 号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為

(18)　港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項第 1 号から第 11 号までに掲げる港湾施設(同条第 6 項の規定により同条第 5 項第 1 号から第 11 号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。)に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為

(19)　航路標識法(昭和 24 年法律第 99 号)による航路標識の設置又は管理に係る行為

(20)　海上交通安全法(昭和 47 年法律第 115 号)による信号所の設置又は管理に係る行為

(21)　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和 49 年法律第 101 号)第 3 条から第 6 条まで及び第 8 条に基づく行為

(22)　気象、海象、地象又は洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為

(23)　自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)による公園事業又は京都府立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為

(24)　都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為

(25)　土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)による土地改良事業の施行に係る行為

(26)　地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為

(27)　法第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、法第 57 条第 1 項の規定により登録された有形文化財、法第 78 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第 90 条第 1 項の規定により登録された有形民俗文化財、法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財、法第 109 条第 1 項の規定により指定され、若しくは法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は法第 132 条第 1 項の規定により登録された記念物の保存に係る行為

(28)　鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業に供

する鉄道の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。)の建設を除く。)又は管理に係る行為及び同条第5項に規定する索道事業の用に供する索道の建設(駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為

(29)　郵便差出箱の設置又は管理に係る行為

(30)　国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下この条において同じ。)及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(31)　電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(32)　公衆電話施設の設置又は管理に係る行為

(33)　放送法(昭和25年法律第132号)による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(34)　電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為

(35)　ガス事業法(昭和29年法律第51号)によるガス工作物の設置(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為

(36)　水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

(37)　近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号)第4条による保全区域整備計画に基づく事業の執行に係る行為

(許可の取消し等)

第8条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のために必要な限度において、第4条第1項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転、除却その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(1)　この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2)　この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその行為をしている者若しくはした者

(3)　第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反した者

(4)　詐欺その他不正の手段により、第4条第1項の許可を受けた者

2　市長は、前項の規定により、許可を取り消し、又は行為の停止を命じ、若しくは措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、第12条第1項の審議会の意見を聴かなければならない。

(助言等)

第9条　市長は、保存地区の保存のために必要があると認めるときは、保存地区内において第4条第1項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

(損失の補償)

第10条　市は、第4条第1項の許可を受けることができなかったことにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(経費の補助等)

第11条　市は、予算の範囲内において、保存地区内における建築物等及び環境物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該建築物等若しくは環境物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(舞鶴市伝統的建造物群保存地区保存審議会)

第12条　本市における保存地区の適正な保存及び活用を図るため、舞鶴市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2　審議会は、第3条第1項及び第8条第2項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ、保存地区の保存及び活用に関する事項について、調査し、及び審議するとともに、その結果を答申する。

3　審議会は、保存地区の保存及び活用に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4　審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5　委員は、学識経験を有する者、保存地区内に建築物等を所有する者又は居住する者であって地域を代表するものその他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

6　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7　委員は、再任されることができる。

8　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9　市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

10　臨時委員は、第5項に規定する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

11　臨時委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

12　第8項の規定は、臨時委員について準用する。

(委任)

第13条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条　次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1)　第4条の規定に違反して、許可を受けず、又はその許可の条件に従わないで、同条第1項各号に掲げる行為を行った者

(2)　第8条第1項の規定による行為の停止の命令又は措置の命令に違反した者

第15条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附　則

この条例は、最初の伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示のあった日から施行する。ただし、第12条の規定は、公布の日から施行する。

提案理由

　本市が有する歴史的景観の次世代への継承を図り、もって本市の文化的向上に資するため、文化財保護法の規定に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、その保存のために必要な措置を定めたいので提案する。

第 44 号議案

有本千壽子基金条例を廃止する条例制定について

有本千壽子基金条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長　鴨　田　秋　津

有本千壽子基金条例を廃止する条例

有本千壽子基金条例(昭和60年条例第25号)は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

寄附金を原資として幼児教育の充実に資するために設置した本基金について、長年にわたり当該目的のために活用してきたことにより基金の残高がなくなったことから、本条例を廃止したいので提案する。

第45号議案

工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

1　契約の目的

青葉中学校体育館長寿命化改修工事

2　契約の方法

一般競争入札

3　契約金額

185,654,700円

4　契約の相手方

名　称　田中・総進特定建設工事共同企業体

代表者　舞鶴市字倉谷1016番地

株式会社田中工務店

代表取締役　柿野　剛清

構成員　舞鶴市行永東町35番地5

株式会社総進建設工業

代表取締役　稲生　丈則

所在地　舞鶴市字倉谷1016番地

令和7年6月2日提出

舞鶴市長　鴨　田　秋　津

提案理由

　青葉中学校体育館長寿命化改修工事に係る請負契約を締結したいので提案する。

参　考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号)　抜　粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条　地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第46号議案

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和7年6月2日提出

舞鶴市長　鴨　田　秋　津

記

1　取得する財産(動産)

簡易ベッド　2,666台

2　取得の方法

指名競争入札

3　取得価格

32,258,600円

4　取得の目的

備蓄物資整備事業に必要なため

5　取得の相手方

綾部市本町7丁目67番地の2

大槻ポンプ工業株式会社

代表取締役　大槻　浩平

提案理由

備蓄物資整備事業に係る簡易ベッドを取得したいので提案する。

参　考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）　抜　粋

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条　地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格3,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い（土地については、一件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

第 47 号議案

市道路線の認定、変更及び廃止について

下記のとおり市道路線を認定し、変更し、及び廃止することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項(同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長　鴨　田　秋　津

記

1　認定する路線

路　線　名	起　点　及　び　終　点		重要な経過地
市坪扇丁線	舞鶴市字七日市小字市坪 370 番 1	から	
	舞鶴市字七日市小字扇丁 361 番 1	まで	

2　変更する路線

路　線　名	変更	起　点　及　び　終　点		重要な経過地
泉源寺2号線	前	舞鶴市字泉源寺小字福西 528 番	から	
		舞鶴市字泉源寺小字福西 104 番	まで	
	後	舞鶴市字泉源寺小字福西 528 番	から	
		舞鶴市字泉源寺小字福西 103 番	まで	
泉源寺3号線	前	舞鶴市字泉源寺小字福西 94 番	から	
		舞鶴市字泉源寺小字金焼 604 番	まで	
	後	舞鶴市字泉源寺小字伊根口 214 番 1	から	
		舞鶴市字泉源寺小字立田 226 番	まで	

泉源寺7号線	前	舞鶴市字泉源寺小字樋本 74 番　　から	
		舞鶴市字泉源寺小字沖手 14 番 1　　まで	
	後	舞鶴市字泉源寺小字樋本 74 番　　から	
		舞鶴市字泉源寺小字向坪 65 番 2　　まで	

3　廃止する路線

路　線　名	起　点　及　び　終　点	重要な経過地
泉源寺 6 号線	舞鶴市字泉源寺小字向坪 50 番　　から	
	舞鶴市字泉源寺小字松尾田 112 番 1　　まで	
泉源寺 8 号線	舞鶴市字泉源寺小字沖手 15 番　　から	
	舞鶴市字泉源寺小字道下 47 番　　まで	

提案理由

　七日市地区の路線の市道認定、泉源寺地区の市道路線の変更及び同地区の市道路線の廃止を行いたいので提案する。

参　考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)　抜　粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条　第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2　市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下　略)

(路線の廃止又は変更)

第 10 条　都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2　都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3　第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。